

第 4 4 号議案

足立区介護保険条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成 2 4 年 2 月 2 2 日

提出者 足立区長 近 藤 弥 生

足立区介護保険条例の一部を改正する条例

足立区介護保険条例（平成 1 2 年足立区条例第 3 8 号）の一部を次のように改正する。

第 8 条中「第 4 2 条第 2 項」を「第 4 2 条第 3 項」に、「第 5 4 条第 2 項」を「第 5 4 条第 3 項」に改める。

第 9 条の 2 第 1 項中「第 1 1 5 条の 4 4 第 1 項及び第 2 項」を「第 1 1 5 条の 4 5 第 1 項から第 3 項まで」に改め、同条第 2 項中「第 1 1 5 条の 4 5 第 1 項」を「第 1 1 5 条の 4 6 第 1 項」に改める。

第 1 2 条第 1 項各号列記以外の部分中「平成 2 1 年度から平成 2 3 年度まで」を「平成 2 4 年度から平成 2 6 年度まで」に改め、同項第 1 号中「2 万 5 , 6 8 0 円」を「3 万 2 , 7 6 0 円」に改め、同項第 2 号中「3 万 2 , 0 4 0 円」を「3 万 8 , 8 8 0 円」に改め、同項第 3 号中「3 万 9 , 3 6 0 円」を「5 万 1 6 0 円」に改め、同項第 4 号中「5 万 2 , 5 6 0 円」を「6 万 6 , 8 4 0 円」に改め、同項第 5 号中「5 万 6 , 7 6 0 円」を「7 万 2 , 2 4 0 円」に改め、同号イ中「又は第 9 号イ」を「、第 9 号イ、第 1 0 号イ又は第 1 1 号イ」に改め、同項第 6 号中「6 万 3 , 4 8 0 円」を「8 万 8 8 0 円」に改め、同号ア中「2 0 0 万円未満」を「1 9 0 万円未満」に改め、同号イ中「又は第 9 号イ」を「、第 9 号イ、第 1 0 号イ又は第 1 1 号イ」に改め、同項第 7 号中「7 万 6 , 2 0 0 円」を「9 万 6 , 9 6 0 円」に改め、同号ア中「2 0 0 万円以上」を「1 9 0 万円以上」に改め、同号イ中「又は第 9 号イ」を「、第 9 号イ、第 1 0 号イ又は第 1 1 号イ」に改め、同項第 8 号中「7 万 8 , 2 4

0円」を「9万9,600円」に改め、同号イ中「又は次号イ」を「、次号イ、第10号イ又は第11号イ」に改め、同項第9号中「9万4,560円」を「12万360円」に改め、同号イ中「部分を除く。）」の次に「、次号イ又は第11号イ」を加え、同項第10号中「10万5,120円」を「18万480円」に改め、同号を同項第12号とし、同号の前に次の2号を加える。

(10) 次のいずれかに該当する者 13万3,680円

ア 合計所得金額が800万円以上1,200万円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの(令第39条第1項第1号イ((1))に係る部分を除く。)又は次号イに該当する者を除く。)

(11) 次のいずれかに該当する者 15万3,840円

ア 合計所得金額が1,200万円以上1,800万円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの(令第39条第1項第1号イ((1))に係る部分を除く。)に該当する者を除く。)

第12条第2項中「前項第4号」を「第1項第4号」に、「第11条第1項及び第2項」を「第17条第1項及び第2項」に、「又は第9号イ」を「、第9号イ、第10号イ又は第11号イ」に、「平成21年度から平成23年度まで」を「平成24年度から平成26年度まで」に、「4万5,720円」を「5万8,200円」に改め、同項を同条第3項とし、同項の前に次の1項を加える。

2 前項第3号の規定にかかわらず、令附則第16条第1項及び第2項(同条第3項及び第4項において準用する場合を含む。)に規定する

第1号被保険者（前項第5号イ、第6号イ、第7号イ、第8号イ、第9号イ、第10号イ又は第11号イに該当する者を除く。）の平成24年度から平成26年度までにおける保険料率は、4万3,560円とする。

第14条第3項中「並びに第6号ロ並びに令附則第11条第2項」を「、第6号ロ、令附則第16条第2項」に改め、「同じ。）」の次に「並びに令附則第17条第2項（同条第3項及び第4項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）」を加え、「又は令附則第11条第2項」を「、令附則第16条第2項又は令附則第17条第2項」に改める。

付 則

（施行期日）

1 この条例は、平成24年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の足立区介護保険条例第12条の規定は、平成24年度分からの保険料について適用し、平成23年度分までの保険料については、なお従前の例による。

（提案理由）

保険料率を改定するほか、規定を整備する必要があるので、この条例案を提出いたします。